

## 浜松市介護サービス事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付老発第0330077号厚生労働省老健局長通知別添）の規定に基づき、介護サービス事業者における業務管理体制に係る確認検査の実施について定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 本要綱に基づく業務管理体制に係る確認検査対象は、法第115条の32第2項により浜松市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出るとされた介護サービス事業者とする。

### (担当職員)

第3条 検査担当職員は、介護保険課の職員をもって充てる。

### (検査等)

第4条 検査の形態は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 一般検査（概ね6年に1回）

介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、法第115条の32第2項に基づく届出の内容に関する報告書の徴収、従業者等からの運営状況の聴取又は事業者の本部等への立入り等の方法により実施するものとし、その手順は別紙1のとおりとする。

#### (2) 特別検査

介護サービス事業者の指定取消処分相当の事案が発覚した場合に、当該介護サービス事業者の本部等へ立入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を検証するものとし、その手順は別紙2のとおりとする。

### (検査等の実施方法)

第5条 検査等の実施方法は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 実施通知

検査の実施に当たっては、文書により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施方法、検査担当職員の氏名その他必要な事項を通知するものとする。ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りではない。（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）

#### (2) 検査方法

検査は、介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針を踏まえ実施するものとする。

#### (3) 検査実施後の措置等

ア 検査の結果、改善勧告、命令の措置が必要と判断される場合は、法第115条の34に基づき行政上の措置をとるものとする。

イ 改善勧告には至らないが改善を要する場合は、当該介護サービス事業者に対し第1号様式により結果の通知を行い、第2号様式により改善等の報告を求めるものとする。

### (関係機関との連携)

第6条 必要に応じて、関係行政機関の協力を求めるなど、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、業務管理体制の確認検査に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年9月26日から施行する。

## 一般検査の手順

事項(手順)	内容
1 検査実施通知(第3号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査対象事業者へ検査実施を通知する。</li> </ul>
2 検査実施 報告書の徴収  従業者等からの運営状況の聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制の整備・運用状況を確認する。</li> <li>・ で不備、不明瞭な場合、従業者等から運用状況を聴取し、状況に応じ、改善を求める。(場合により事業者側に出向き実施するが、これは報告の聴取であり、立入検査ではないものとする。)</li> </ul>
3 立入検査実施通知(第4号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ でも改善が見込まれない場合、検査対象事業者へ検査実施を通知する(文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知しない場合は、立入時に告知する。)</li> </ul>
4 事業所本部等への立入検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査を実施する。</li> </ul>
5 改善勧告の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。</li> </ul>
6 改善命令の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。</li> </ul>

印は、該当する場合のみ

## 特別検査の手順

事項(手順)	内容
1 立入検査実施通知(第4号様式)	・検査対象事業者へ検査実施を通知する(文書通知は必須ではない。また、実効性の観点から通知しない場合は、立入時に告知する。)
2 立入検査実施	・業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認する。 ・本部等の立入検査を実施する。
3 改善勧告の実施等	・「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
4 改善命令の実施等	・「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。

印は、該当する場合のみ

第1号様式（第5条関係）

番  
年 月 日  
号

介護サービス事業者 代表者 様

浜松市長 印

業務管理体制の整備に関する届出内容の検査結果について（通知）

業務管理体制の整備に関する届出内容の検査結果について、下記のとおり通知します。  
改善事項については、第2号様式により、 年 月 日までに報告してください。

記

改善事項

担当  
電話

番 号  
年 月 日

（あて先）浜松市長

介護サービス事業者名  
代表者名 印

業務管理体制の整備に関する届出内容の検査結果に係る改善報告について

年 月 日付け（番号）により通知のあったこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 是正・改善計画

改善を要する事項	改善の具体的方策	改善実施（予定）時期
	改善した内容が確認できる書類を添付すること。	年 月 日

介護サービス事業者 代表者 様

浜松市長 印

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

標記について報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 目的及び報告等の根拠規定
  - (1) 目的
  - (2) 報告若しくは帳簿書類の提示等に係る根拠規定
- 2 提出書類
- 3 提出の方法
- 4 提出期限
- 5 提出先

担当  
電話

第4号様式（第4条関係）

番 年 月 日

介護サービス事業者 代表者 様

浜松市長 印

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

標記について検査を実施することとしたので、通知します。

記

- 1 立入検査の根拠規定
- 2 立入検査の日時及び場所
- 3 検査担当職員
- 4 立入検査の内容
- 5 出席者
- 6 準備する書類

担当  
電話